

平成 24 年 10 月 5 日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

代表取締役社長 縣 将貴

(コード番号:3390)

問合せ先 広報・IR部

電話番号 03-6892-3864

(追加)「子会社の異動(株式の取得)に関するお知らせ」の 一部追加に関するお知らせ

当社は、本日付で、支配株主等との取引等に関する社外取締役(独立役員)の意見書を正式に入手いたしましたので、平成 24 年 9 月 25 日付で開示いたしました「子会社の異動(株式の取得)に関するお知らせ」の 7. 支配株主との取引等に関する事項につきまして、内容を追加いたします。なお、追加文には下線を付しております。

記

支配株主との取引等に関する事項

本取引は、当社と同一の親会社を持つ会社との取引であり、支配株主との取引等に該当します。

当社の平成 24 年 7 月 4 日付開示のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、当社は親会社及び親会社の企業グループにおいて明確な事業領域の棲み分けがなされていることから、親会社等から当社の自由な事業活動を阻害される状況にはございません。また、当該取締役会には、独立した立場にある社外取締役 1 名及び社外監査役 3 名(うち 1 名は独立役員)が出席しており、本取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。さらに、独立役員である社外取締役西本 優晴氏より、取引の目的、交渉過程の手続き及び対価の算定方法は公正妥当であり、本取引によって、当該会社とのシナジー効果による当社企業価値の向上も認められることから、本取引は少数株主の利益に反する取引には当たらない旨のご意見を頂戴しております。

また、当該社外取締役より本取引が少数株主にとって不利益を与える可能性が低いものと思料される旨の意見が下記のとおりありました。

「本子会社化の目的の正当性及び企業価値の向上に有効か否かについては、US システムズではスマートフォン・タブレット端末を活用したサービスの開発・販売を行っており、本子会社化によって、今後 US システムズが保有する同サービスのノウハウを WSS において活かすことができるとともに、WSS が保有するスマートフォン・タブレット端末の販路を US システムズが有効活用することができる考える。よって、本子会社化を実施とすることは正当性があり、かつ、US システムズの企業価値を向上させる上で有効であると判断する。本子会社化における株式譲受価格の公正性においては、株式譲受価格を、WSS から提出された直近の純資産額及び直近において改善している WSS の業績に係る資料を基に算定しており、その内容を確認した結果、当該算定は公正なものと認められる。本子会社化に係る手続きの適正性及び公正性においては、US システムズが WSS の純資産額及び直近において改善している WSS の業績等を基に公正に算定した価額で株式の譲渡を受けることを e-まちタウン及びスマート・ナビと合意していること、及び会社法に定める手続きに則り本子会社化が行なわれることを確認しており、本子会社化に係る手続きの適正性及び公正性を疑われる点は特に認められないと判断する。

以上のとおり、本子会社化の目的の正当性、US システムズの企業価値向上、本子会社化における株式譲受価格の公正性、本子会社化に係る交渉過程の手続き等を検討した結果、本子会社化に関する US システムズの決定が US システムズの少数株主にとって不利益なものではないと判断する。」

以上